

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「埼玉県土木設計業務共通仕様書」等に定めるもののほか、この業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

- (1) 委託業務の名称：市道B第284号線測量業務委託
- (2) 業務場所：狭山市大字水野地内

(業務の目的)

第3条 市道B第284号線整備に必要な基準点測量、応用測量業務を実施し、用地取得に必要な丈量図の作成及び境界の確定作業、関係地権者との立会、調整を行うものである。

(業務委託の内容)

第4条 本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 地形測量 一式
- (2) 基準点測量 一式
- (3) 路線測量 一式
- (4) 用地測量 一式

(その他)

第5条 ・受注者は作業着手前に、作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等及び測量に必要な状況を把握し測量内容の細分ごとに作業計画を立案し、監督員へ報告することとする。境界確認等、隣接地権者等との立会い調整を行う際は、監督員と調整の上対応すること。

- ・この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項について、疑義が生じた場合は必要に応じて発注者及び受注者で協議の上定めるものとする。
- ・受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。